

全国拡大教材製作協議会 関西勉強会でのご質問に対する回答

勉強会講師 笹本雄司郎

平成 25 年 6 月 15 日作成

質問 1 教科書会社が作成したデジタルデータ(筆者注:「教科書デジタルデータの提供に関する実施要項」に基づく PDF ファイルの意味)を児童生徒が個人で(タブレット PC に取り込む等の方法によって)利用することは可能か?

- A. 残念ながらできません。教科書デジタルデータの提供は、教科用特定図書等(拡大教科書、点字教科書、音声教科書)の作成・発行に利用する目的に限定されます。(実施要項 3.(1))。拡大教科書以外の副教材(プリント、テスト、資料集など)で利用することもできません。

質問 2 平成 24 年 7 月に富士ゼロックスで開催された勉強会で、「教科書会社が作成したデジタルデータをそのまま利用者個人に渡すのはダメだが、編集したものであれば OK」と回答してもらった。一部でも編集したら利用者個人に渡してよいのか、解釈を確認したい。

- A. デジタルデータに基づいて制作した拡大教科書は、デジタルデータの複製物にあたります。別個独立の新たな著作物ではありませんので、上記の質問 1 と同様に、利用者個人に対して紙以外の提供はできないと考えてください。平成 24 年 7 月の勉強会講師の説明を確認できませんが、もし誤解を与える説明をしたならば訂正させていただきます。

質問 3 教科書の自炊作業をボランティアが請負い、読み込んだ電子データを児童生徒が個人で(タブレット PC に取り込む等の方法によって)利用することは可能か?

- A. 誰からの依頼か、どのように目的の依頼かによって結論が異なります。
- (1) 児童本人もしくはご両親から自炊作業の依頼を受ける場合は、「個人的・家庭的使用」(著作権法 30 条)の作業補助という解釈で、あらゆる著作物について、著作権者の了解なく行えます。ただし、単純な自炊作業の範囲を超えてノウハウを提供したり、単発の仕事ではなく、組織的かつ恒常的に請け負ったりするときは「個人的・家庭的使用」(著作権法 30 条)の適用は難しいと考え下さい。
 - (2) 児童のご両親、または学校の教員、他のボランティア団体が拡大教科書を制作するという前提において、作業の素材を確保する目的で、制作者から自炊作業の依頼を受ける場合は、「拡大教科書の製作」(著作権法 33 条の 2)の補助作業という解釈で、著作権者の了解なく行えます。ただし、依頼者があらかじめ発行者に通知することは必要です。また、教科書目録に掲載された教科書以外の出版物等はこの対象に含まれません。
 - (3) 授業の過程で使用する目的で、児童本人もしくはご両親、または学校の教員から自炊作業の依頼を受ける場合は、「授業の過程での使用」(著作権法 35 条)の作業補助という解釈で、著作権者の了解なく行えます。ただし、使い終わったら消去する必要があり、保存や使い回しはできません。また、授業で使わない補助資料や一般に購入できる市販ドリル等はこの対象に含まれません。
 - (4) 視覚障害者等が利用するために必要な方式で供するために、盲学校、公立図書館、学校・大

学図書館等から自炊作業の依頼を受ける場合は、「視覚障害者等のための複製」(著作権法 37 条 3 項)の作業補助という解釈で、著作権者の了解なく行えます。

(補足) 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」(2010 年 2 月 18 日)では、「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」を「録音, 拡大文字, テキストデータ, マルチメディアデジター, 布の絵本, 触図・触地図, ピクトグラム, リライト(録音に伴うもの, 拡大に伴うもの), 各種コード化(SP コードなど), 映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等」と例示しています。

質問 4 著作権法第 33 条の 2 にある「文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式」には、「タブレット PC への取り込み利用」も含まれると解釈できないでしょうか?

A. その部分だけですと排除していないようにも読めますが、文化庁の説明は、紙媒体もしくは電子的方法による用途に応じた「複製物の制作」を前提としており、タブレット PC へのデータ取り込みは想定していないように思われます。ご指摘の表現は、平成 20 年の教科書バリアフリー法に伴う著作権法改正で追加されました。ちなみに文化庁 Web サイトでは次のとおり説明されています。

() 複製方式の多様化

「従来、著作権法第 33 条の 2 第 1 項では教科用図書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することについてのみが規定されておりましたが、今回の改正で、拡大の他、児童・生徒が使用するために必要な方式での複製も権利制限の対象となりました。これにより、例えば、録音図書やマルチメディアデジター図書等の作成についても、児童・生徒の必要に応じて、この規定の対象となることが考えられます。」

いずれにしても、立法当時に想定されないモバイル技術に変化しましたので、今後の立法措置で明確にされるべき論点と考えられます。

質問 5 「拡大教科書の製作」(著作権法 33 条の 2)において、「全部又は相当部分を複製するものに限る」という条件は絶対的不可欠でしょうか? 巻末の索引だけを拡大・提供して欲しいとの依頼に応えるのは難しいでしょうか?

A. 「拡大教科書の製作」(著作権法 33 条の 2)は、拡大教科書を制作する目的に限定して著作権者の権利を制限する特別ルールですから、「拡大教科書の製作」を根拠に作業する限りにおいては、「全部又は相当部分を複製するものに限る」という条件は絶対不可欠です。巻末の索引だけを拡大・提供するには、他の制限条項を根拠にするか、著作権者の個別許諾を取得するか、別の方法を考えることとなります。

質問 6 学校斡旋の参考書、問題集、一般書籍などの自炊作業をボランティアが請負い、読み込んだ電子データを児童生徒が個人で(タブレット PC に取り込む等の方法によって)利用することは可能か?

A. 上記の質問 3 の回答とほぼ同様です。「個人的・家庭の使用」(著作権法 30 条)もしくは「視覚障害者等のための複製」(著作権法 37 条 3 項)の作業補助に該当する場合は可能です。しかし、拡大教科書は教科書目録掲載の検定教科書に限られるので、参考書、問題集、一般書籍ということであ

れば、「拡大教科書の製作」(著作権法 33 条の 2)の適用は難しいでしょう。また、授業で使わない補助資料や一般に購入できる市販ドリル等は著作権法 35 条の対象に含まれないので、「授業の過程での使用」(著作権法 35 条)の適用も考えにくいでしょう。

質問 7 授業中に時々使用する資料、自宅学習用の資料でも、授業に関係すれば「授業の過程での使用」(著作権法 35 条)と解釈してよいでしょうか?

- A. 「授業の過程での使用」(著作権法 35 条)は、授業のなかで使用すること、かつ必要な限度内であることが条件です。地図帳や歴史年表のように授業中に継続的に使用するものは該当する可能性がありますが、自宅学習用は対象に含まれません。

質問 8 授業中に使用する学校斡旋の参考書や問題集を単純拡大コピーして製本する作業をボランティア団体が請負うことは、「授業の過程での使用」(著作権法 35 条)を根拠に行えると解釈してよいでしょうか。

- A. 「授業の過程での使用」(著作権法 35 条)は、その著作物の種類や用途から判断して、著作権者の利益を不当に害しないことが条件となっています。ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものを複製する場合は対象外だと、文化庁は説明しています。ご質問の「学校斡旋の参考書や問題集」は対象外と考えるべきだと思います。

質問 9 完成した拡大教科書をコピーして展示することは、著作権者の了解なく行えますか?+

- A. 「拡大教科書の製作」(著作権法 33 条の 2)、教科書バリアフリー法にもとづく教科書デジタルデータの提供(実施要項)、「授業の過程での使用」(著作権法 35 条)は、児童生徒に拡大教科書を提供する限りにおいて著作権者の許諾なく行えるという特別ルールです。従って、展示目的の制作には、著作権者の個別許諾が別途必要です。ただし、提供目的で制作中の拡大教科書や、提供目的で作成したもの的一部ミスで使えない失敗品などは、前提が「展示目的の制作」ではありませんので、一時的に展示しても許容範囲だと思います。

以上